

飯塚市ファミリー・サポート・センター事業業務委託
プロポーザルに関する質問及び回答一覧

No.	質 問	回 答
1	履行場所は「飯塚市地内」とございますが、施設建物の面積等の指定はございますか。	「飯塚市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」第2条において、センター及び事務局の設置について規定しておりますが、面積要件等の規定はありません。 ただし、同綱第4条に定めるとおり、センターは会員の受付や援助活動の調整の場となるため、事業実施のための相応な面積は必要であると考えます。なお、同条に定める研修会等の実施については、センター内での実施に制限するものではなく、市内の適切な会場での実施も可とするものです。